茨木市再生可能エネルギー導入戦略

(素 案)

令和5年(2023年)12月

茨 木 市

目 次

	ページ
	定の趣旨及び目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.1 ;	趣旨及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.2	脱炭素社会実現に向けた社会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 茨	木市の現状 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2. 1	茨木市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 2	エネルギー利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3. 市	民等アンケートによる意識調査
3. 1	アンケート調査の概要
3. 2	市民の地球温暖化対策の取組意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. 3	事業者の地球温暖化対策の取組意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3.4	大学生の地球温暖化対策の取組意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3. 5	アンケート調査のまとめ
4. 茨	木市域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの分析 ‥‥‥‥‥ 24
4. 1	再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの基本的な考え方24
4. 2	分析対象としたエネルギー種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
4. 3	導入ポテンシャルの調査分析結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
5. 温雪	室効果ガス排出量の推計
5. 1	複数の脱炭素シナリオの設定とその考え方‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 27
5. 2	将来の温室効果ガス排出量の推計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
6. 温雪	室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標30
7. 再经	生可能エネルギー導入の施策
7. 1	目標達成のために必要な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
7.2	めざすまちの姿を実現するための具体的な取組イメージ32
7. 3	再生可能エネルギー導入のロードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
用語集	

1. 策定の趣旨及び目的

1.1 趣旨及び目的

気候変動とその原因とみられる地球温暖化は、私たちの日常に大きな影響を及ぼしており、これらの問題への取組は、人類共通の喫緊の課題とされています。

本市では、これまで住宅用太陽光発電設備や事業所向けの省エネ・省CO₂設備導入補助を実施するとともに、公共施設への太陽光発電設備を導入するなど、再生可能エネルギーの普及促進に努めてきたところです。

また、令和4年3月市議会定例会の施政方針において、「ゼロカーボンシティ」として2050年二酸化炭素実質排出ゼロをめざすことを表明しました。

さらに脱炭素移行の取組を推進するため、市民等の意識調査や市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを分析したうえで、地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギー導入のための計画として、再生可能エネルギー導入目標を設定し、市民、事業者とともに協力・連携しながら市域全体で取組を進めていくことを目指して本戦略を策定するものです。

1.2 脱炭素社会実現に向けた社会情勢

令和2年(2020年)10月、国はパリ協定に定める目標(世界全体の気温上昇を2 $^{\circ}$ Cより十分下回るよう、さらに1.5 $^{\circ}$ C以内に抑える努力を継続)等を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」をめざすことを宣言し、令和3年(2021年)4月には、気候サミットにおいて当時の菅首相が「2050年目標に向け、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比46%削減することをめざす。さらに50%の高みに向け挑戦を続ける」との新たな方針を示しました。

この目標を実現するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)が 令和 3 年(2021 年) 6 月、令和 4 年(2022 年) 5 月及び 6 月に改正され、「地球温暖化対策計画」 において、国の温室効果ガス削減目標(中期目標)として、令和 12 年度(2030 年度)に温室効果ガ スを 2013 年度から 46%削減することをめざすこととされました。

また、令和3年(2021年)10月には「第6次エネルギー基本計画」が策定され、再エネの主力電源化を徹底し、再エネ最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととされています。

国の気候変動・脱炭素に関する法律、戦略、計画等の変遷は、表 1.1 に示すとおりです。

表 1.1 国の気候変動・脱炭素に関する法律、戦略、計画等の変遷

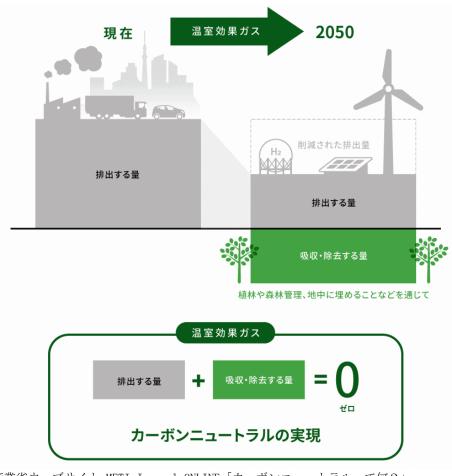
年	月	気候変動・脱炭素に関する法律、戦略、計画等の変遷の概要
2020年 10月		2050 年カーボンニュートラル宣言
	4月	2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減、さらに 50%の高みを目指して挑戦 を続ける新たな削減目標を表明
		改定地球温暖化対策推進法が公布 ・2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化。 ・地域の再エネ事業を推進するための計画・認定制度の創設。
	6月	・企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等を図る。
	0 / 1	地域脱炭素ロードマップを制定 ・今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的支援する。 ・2030年度までに少なくとも100か所以上の「脱炭素先行地域」を作り、重点対策を 実行していく。
	8月	IPCC AR 6 第 1 作業部会報告書を公表 ・「気候変動・自然科学的根拠」を公表。 ・「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地はない」 と初めて明記。
		気候変動適応計画を改定
2021年	10 目	・あらゆる関連施策に気候変動への適応を組み込む。 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を改定 ・2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方、ビジョン等を提示。 ・温暖化対策は経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す鍵となるものとしている。 第6次エネルギー基本計画を策定
		・気候変動問題への対応と国のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という2つの大きな視点を踏まえ2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030年に向けた政策対応により構成し、今後のエネルギー政策の進むべき道筋を示す。
		地球温暖化対策計画を改定 ・2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、さらに 50%の高みに向けた挑 戦との目標実現に向け計画を改定。
	11月	COP26 を開催 ・最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びそ の経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策、適応策を締約国に求める。
	2月	IPCC AR 6 第 2 作業部会報告書を公表 ・「気候変動 – 影響・適応・脆弱性」を公表
2022年	4月	IPCC AR 6 第3作業部会報告書を公表 ・「気候変動-緩和策」を公表
2022 +	5~6 月	改正地球温暖化対策推進法が公布・出資制度を通じて脱炭素事業に民間資金を呼び込む資金支援をするための法的基盤 を構築するとともに、国による地方公共団体への財政上の措置に関する規定を法的 に位置づける。
山曲 . 「	^ - · · ·	版 環接白書・紙環刑社会白書・片伽多塔州白書」(今和 4 年(2022 年) 6 日) 上 N 作成

出典:「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(令和4年(2022年) 6月)より作成

■ カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、「温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする」、つまり、温室 効果ガスを「排出する量」から「植林や森林管理などを通じて吸収する量」や「地中に埋めること などにより除去する量」を差し引いてプラスマイナスゼロにすることを意味しています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。国 民一人ひとりの衣食住や移動といったライフスタイルに起因する温室効果ガスが国全体の排出量の 約6割を占めるという分析もあり、カーボンニュートラルの実現に向けては、誰もが無関係ではな く、あらゆる主体が取り組む必要があります。



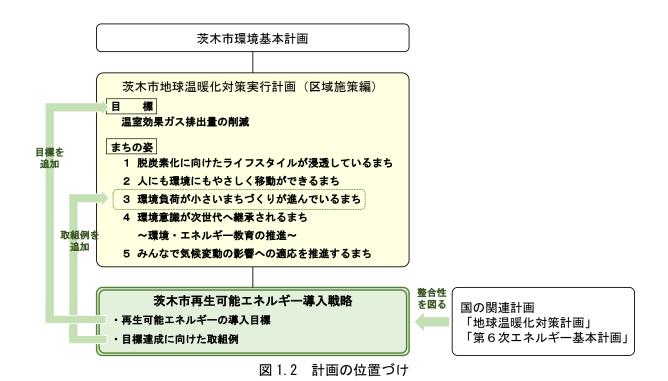
出典:経済産業省ウェブサイト METI Journal ONLINE「カーボンニュートラルって何?」

図 1.1 カーボンニュートラルのイメージ

1.3 計画の位置づけ

本戦略は、国の「地球温暖化対策計画」「第6次エネルギー基本計画」と整合性を図り、「茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和3年3月)で示している「環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち」の実現に向けた再生可能エネルギーの導入に関わる具体的な施策を推進するため策定するものです。

また、この戦略を受けて、「茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に再生可能エネルギー導入目標と取組例等を加え改定します。



-4-

2. 茨木市の現状

2.1 茨木市の概要

(1) 位置・面積

茨木市の位置・面積等は、表 2.1 に示すとおりです。

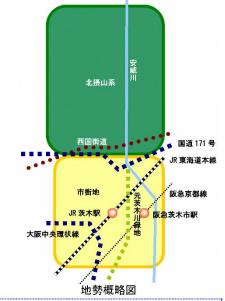
面積等 位 置 総 積 76.49 km^2 面 東西の距離 10.07 km 兵庫県 南北の距離 17.05 km 都市計画区域面積 7,649 ha 市街化区域面積 3,398 ha 奈良県 奈良市 市街化調整区域面積 4, 251 ha 人 密 度 3,762 人/km²

表 2.1 茨木市の位置・面積等

出典:「茨木市統計書 令和4年版(2022年版)」(令和5年(2023年)3月、茨木市) 茨木市庁內資料

(2) 地 勢

茨木市は、南北に長く、北部の北摂山系では、竜王 山をはじめとした山林の中に棚田と農村集落、丘陵地 では彩都やサニータウン等計画的に整備された良好 な住宅地が形成されています。南部の平野部には、土 地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地 が広がり、JR東海道本線や阪急京都線等の鉄道、国 道 171 号や大阪中央環状線等の広域幹線道路が通っ ており、その沿道には交通利便性を活かした流通・業 務地が形成されています。



出典:「茨木市景観計画」(平成24年、茨木市)

図 2.1 茨木市の地勢概略及び地形断面

(3) 人口・世帯

茨木市の人口及び世帯数の推移は、図2.2に示すとおりです。

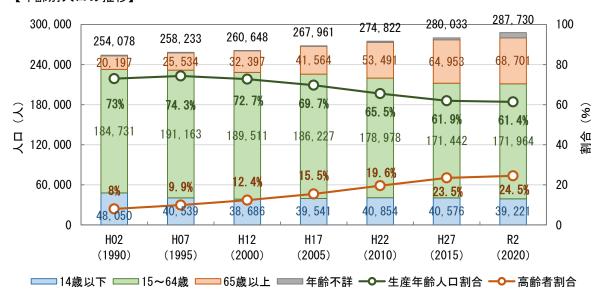
令和2年(2020年)では、人口総数287,730人、世帯数125,089世帯となっており、それぞれ増加傾向となっています。

年齢別人口の推移をみると、高齢者(65歳以上)の人口及び割合は増加していますが、生産年齢(15~64歳)の人口及び割合は減少しています。

【人口総数・世帯数の推移】



【年齢別人口の推移】



- (注) 1. グラフ最上部の数値は、人口総数(年齢不詳も含めた値)を示しています。
 - 2. 生産年齢人口割合及び高齢者割合は、人口総数から年齢不詳の人口を除いた値を母数として算出しました

出典:平成2年(1990年)~令和2年(2020年)国勢調査結果を基に作成。

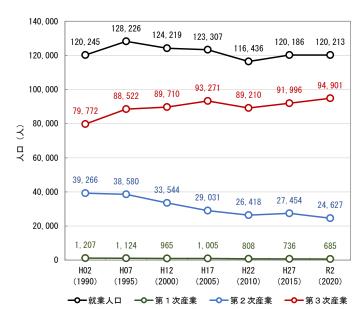
図 2.2 茨木市の人口・世帯数の推移

(4) 産業大分類別の就業人口

茨木市における産業大分類別の就業人口 の推移は、図 2.3 に示すとおりです。

茨木市の就業人口は、平成7年をピークに概ね減少傾向となっており、令和2年(2020年)では120,213人となっています。特に、第2次産業の就業人口は、令和2年(2020年)では24,627人となっており、平成2年(1990年)のピーク時(39,266人)から1万人以上減少しています。

また、産業大分類別の就業人口は、令和 2年(2020年)では第1次産業が685人 (0.6%)、第2次産業が24,627人 (20.5%)、第3次産業が94,901人 (78.9%)となっています。



(注) 各産業大分類の内訳は、以下のとおりです。

- ・第1次産業:「農業」、「林業」、「漁業」
- ・第2次産業:「鉱業」、「建設業」、「製造業」
- ・第3次産業:上述の産業及び「分類不能の産業」以外 の「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情 報通信業」、「運輸業」、「卸売業・小 売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、 「飲食店・宿泊業」、「医療・福祉」、

「教育・学習支援」などの産業

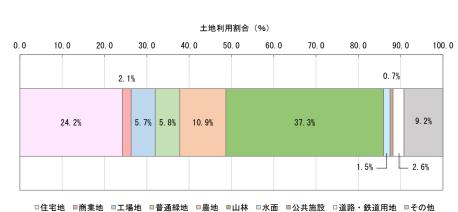
出典: 平成2年 (1990年) ~令和2年 (2020年) 国勢調査結果を 基に作成

図 2.3 茨木市における産業大分類別の就業人口の推移

(5) 土地利用現況

茨木市の土地利用割合は図2.4、茨木市の土地利用現況図は図2.5に示すとおりです。

茨木市の平成 27 年度 (2015 年度) の土地利用の割合は、山林が 37.3%、住宅地が 24.2%、農地 が 10.9%となっており、山林が一番多くなっています。



土地利用				
区 分	内 容			
住宅地	一般市街地			
住七地	集落池			
商業地	商業業務地			
冏未地	官公庁			
工場地	工場地			
	公園·緑地			
	運動場·遊園地			
普通緑地	学校			
	社寺敷地·公開庭園			
	墓地			
農地	田·休耕地			
辰地	畑			
山林	山林			
水面	水面			
公共施設	公共施設			
道路·鉄道敷	道路·鉄軌道敷			
	原野·牧野			
その他	低湿地·荒蕪地			
	その他の空地			

出典:平成27年度(2015年度)都市計画基礎調査結果(土地利用)を基に作成。

図 2.4 茨木市の土地利用割合(平成 27 年度(2015 年度))

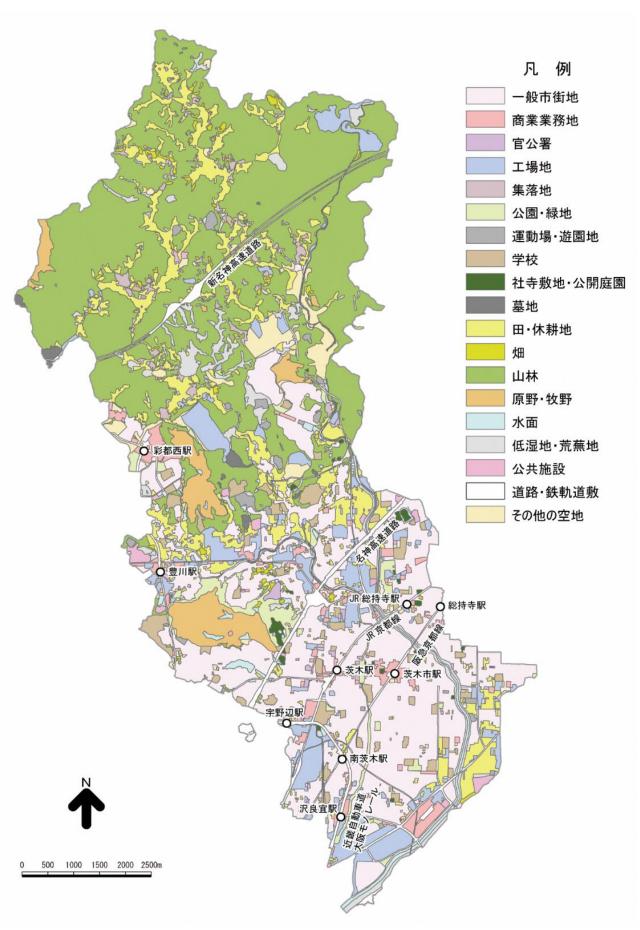


図 2.5 茨木市の土地利用現況図 (平成 27 年度(2015 年度))

(1) 対象とする部門

本戦略において対象とする部門は、表 2.2 に示すとおりです。

部門 対象とする排出 排出源の例 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。自 電力、都市ガス、灯油、LPG、その 家用車に関するものは運輸部門に含む。 他燃料の燃焼 家庭部門 製造業、農林水産業、鉱業、建設業における工 電力、都市ガス、LPG、農林業・建 ネルギー消費に伴う排出。 設業・工業・製造業におけるその他の 産業部門 エネルギー使用 電力、都市ガス、灯油、A重油、LP 事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他 のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消 G、病院から発生する笑気ガス(一酸 業務その他 費に伴う排出。運輸部門に関するものは除く。 化二窒素)、その他燃料の燃焼 部門 自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギ 自動車旅客、自動車貨物、自家用自動 一消費に伴う排出。 車、鉄道それぞれにおけるガソリン、 運輸部門 軽油、LPG、カーエアコン使用(フ ロン等) 廃棄物の処理に伴い発生する排出、及び排水 清掃工場、し尿処理場、下水処理場そ 処理に伴い発生する排出。 れぞれにおける電力、灯油、軽油、重 廃棄物部門 油、コークスの使用、処理に伴う発生 (メタン、一酸化二窒素等) 水田からの排出及び耕地における肥料の使用 水田(メタン)、肥料の使用(一酸化 二室素)、家畜の飼養(メタン)、家

による排出、及び家畜の飼育や排泄物の管理

に伴う排出。エネルギー消費に伴うものは、産

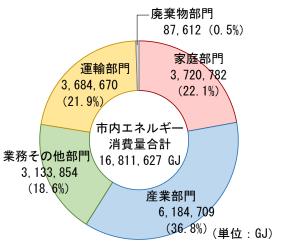
表 2.2 対象とする部門とその概要

(2) エネルギー消費量

農業部門

茨木市の令和2年度(2020年度)の部門別エネ ルギー消費割合は、図2.6に示すとおりです。産 業部門が全体の 36.8%、家庭部門が全体の 22.1%、業務その他部門が全体の18.6%、運輸部 門が全体の 21.9%、廃棄物部門が全体の 0.5%を 業務その他部門 16,811,627 GJ 占めています。

業部門に含む。



畜の排泄物 (メタン、一酸化二窒素)

(注) グラフ内の数値は、四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合があります。

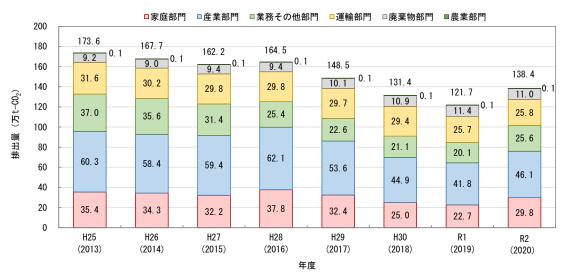
出典: 茨木市庁内資料を基に作成

図 2.6 茨木市の部門別エネルギー消費割合 (令和2年度(2020年度))

(3) CO₂排出量

茨木市の CO_2 排出量の推移は、図 2.7 に示すとおりです。茨木市の CO_2 排出量は、平成 25 年度 (2013 年度) をピークにおおむね減少傾向となっています。

部門別の CO₂排出量をみると、産業部門が最も多くなっており、平成 25 年度(2013 年度)以降では、家庭部門、産業部門、業務その他部門及び運輸部門ではおおむね減少の傾向となっていますが、廃棄物部門と農業部門ではほぼ横ばいとなっています。



出典: 茨木市庁内資料を基に作成。

図 2.7 茨木市の部門別 CO₂ 排出量推移

(4) 茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進捗状況

「茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和3年3月)における温室効果ガス排出量の削減目標及びその進捗状況は、表2.3に示すとおりです。

令和2年度(2020年度)の温室効果ガス排出量は、基準年度比で22%削減(1人あたりの温室効果ガス排出量:4.89 t-C02)となっています。

表 2.3 茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進捗状況(令和2年度(2020年度))

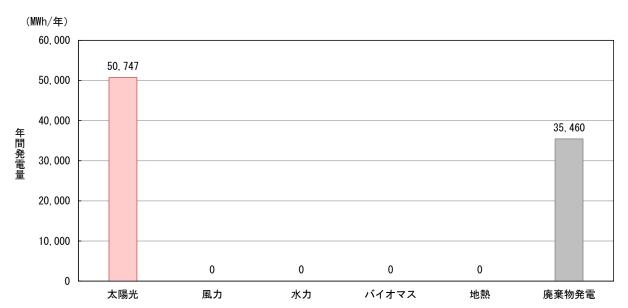
基準年度 平成25年度(2013年度)	<進捗状況> 令和2年度(2020年度)		
1人あたりの 温室効果ガス排出量	1 人あたりの 温室効果ガス排出量	基準年度比	前年度比
6. 28 t -CO ₂	4.89 t -CO ₂	−22 %	+13.2 %

【削減目標】

	目標年度	削減目標
中期目標	令和 12 年度(2030 年度)	基準年度比 -35%
長期目標	令和 32 年度(2050 年度)	実質ゼロ

(5) 再生可能エネルギー導入実績

茨木市域の再生可能エネルギーの導入実績(令和2年度(2020年度)時点)は、図2.8 に示すとおりです。再生可能エネルギー(電気)の年間発電量は、太陽光発電が50,747 MWh/年、廃棄物発電が35,460 MWh/年、合計で86,207 MWh/年となっています。



出典:「自治体排出量カルテ」(令和4年(2022年)3月、環境省) 「一般廃棄物処理事業実態調査 令和2年度調査結果」(令和4年(2022年)4月、環境省)

図 2.8 再生可能エネルギー (電気) 導入実績 (令和 2 年度 (2020 年度))

3. 市民等アンケートによる意識調査

3.1 アンケート調査の概要

市民等アンケートによる意識調査の概要は表 3.1 に示すとおりであり、再生可能エネルギー導入 戦略の策定に当たって、再生可能エネルギーや省エネルギー等、環境に関する関心や、地球温暖化 対策への意識・取組状況等について調査し、再生可能エネルギー導入の目標・施策の検討等のため の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

表 3.1 市民アンケートによる意識調査の概要

	市民	事業者	大学生
対象	住民基本台帳から 18 歳以上 の市民がいる 2,000 世帯を無 作為抽出	市内の事業所から 256 事業所 を抽出	市内 6 大学 (藍野大学・藍野 大学短期大学部、追手門学院 大学、大阪行岡医療大学、梅 花女子大学及び立命館大学)
期間	令和5年9月15日(金) ~10月13日(金)	令和5年9月29日(金) ~10月14日(土)	令和5年10月13日(金) ~10月27日(金)
方法	郵送で調査票を発送し、郵 送による返信またはWEB 回答で回収	郵送で調査票を発送し、郵 送による返信またはWEB 回答で回収	WEB回答で回収
回答	回答数 1,021 世帯(1,312 人 ^{注)}) (うちWE B回答 300 人) 有効回答率 51.1%	回答数 70 事業所 (うちWEB回答16事業所) 有効回答率 27.3%	回答数 36 人
主な設問	 (1) 回答者の属性 (2) 茨木市の現状の満足度・重要度 (3) 地球温暖化への不安・対策への要望 (4) 省エネ対策や再エネ導入への考え 	 (1) 回答事業者の属性 (2) 茨木市の現状の満足度・重要度 (3) 地球温暖化への考え (4) 省エネ対策や再エネ導入への考え (5) 設備・エネルギーの利用状況 	(1) 回答者の属性(2) まちづくりに関する取組の重要度(3) 地球温暖化への不安・対策への要望(4) 省エネ対策や再エネ導入への考え

⁽注) 市民アンケートは、各世帯に回答票を複数送付し、対象者の同居者からも回答いただく方法で実施しました。

(1) 茨木市の現状の満足度・重要度

市民の茨木市の現状の満足度・重要度は図3.1に示すとおりであり、「省エネルギーの推進」や「再生可能エネルギーの利用促進」については、一定の重要度の認識がある一方、現状の推進状況には満足していない傾向が認められます。

「省エネルギーの推進」や「再生可能エネルギーの利用促進」の重要度については、10~20代は、30~50代及び60~70代以上と比較して高い傾向が認められます。エネルギー対策や気候変動対策については、若者世代において関心が高い傾向となっています。

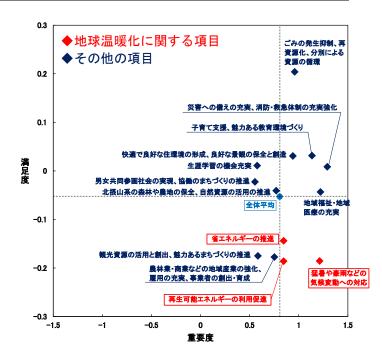
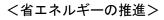
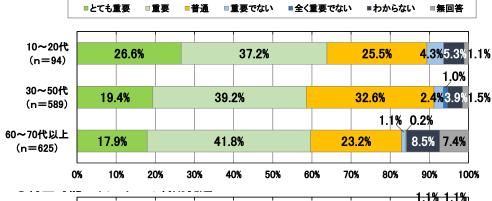
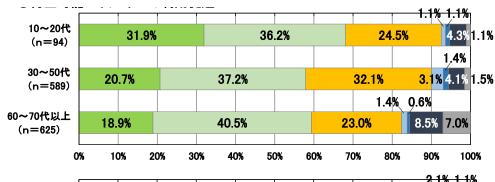


図3.1 茨木市の現状の満足度・重要度(市民)





<再生可能エネルギーの 利用促進>



<猛暑や豪雨などの気候変動への対応>

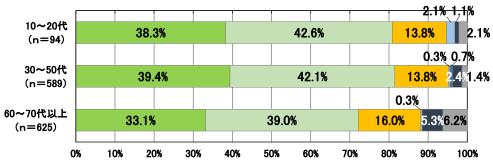


図3.2 茨木市の現状の重要度(市民/年代別)

(2) 地球温暖化対策への要望

地球温暖化対策への要望は図3.3に示すとおりであり、「災害等の停電時における電気利用」、「エネルギーの地産地消の実現・地域エネルギー自給率の向上」、「生活の利便性の向上」が高くなっています。

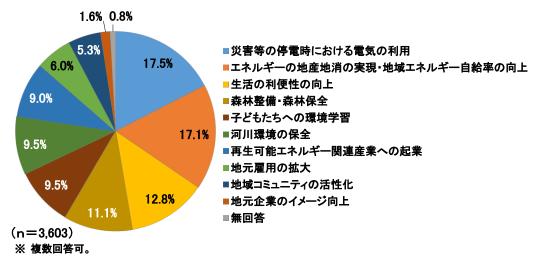


図3.3 地球温暖化対策への要望(市民)

(3) 省エネ・再エネ設備の利用状況

省エネ・再エネ設備の利用状況は図3.4に示すとおりであり、LED照明・省エネルギー型家電は高い利用割合となっていますが、太陽光発電、電気自動車、100%再エネ電気への切替は1割程度以下の利用割合にとどまっています。

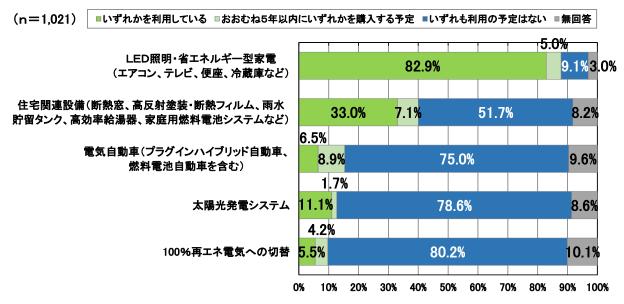


図 3.4 省エネ・再エネ設備の利用状況(市民)

省エネ・再エネ設備の利用予定がない理由は図3.5に示すとおりであり、いずれの設備についても「費用が高いから」「集合住宅や賃貸住宅だから」が高くなっています。

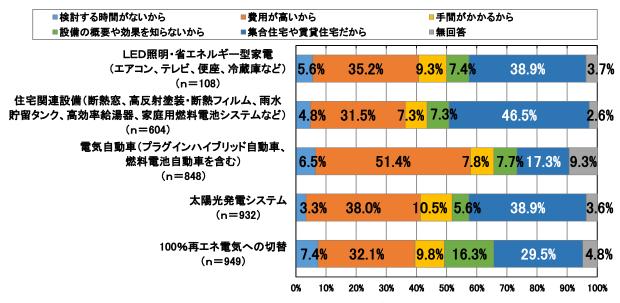


図3.5 省エネ・再エネ設備の利用予定がない理由(市民)

(4) 省エネ・再エネ設備の将来の購入予定

省エネ・再エネ設備の将来の購入予定は図3.6~3.7に示すとおりです。

太陽光発電システムでは、「設置事業補助制度を活用して購入する」「補助金額が2倍になれば購入する」「補助金額が4倍になれば購入する」と回答した人の割合は、持ち家一戸建てが最も高く約5割となっています。

電気自動車等では、「ガソリン車より価格が50%以上高い場合でも購入する」「ガソリン車より 価格が25%以上高い場合は購入する」「ガソリン車の価格と同程度の場合は購入する」と回答した 人の割合は、持ち家一戸建てが最も高く約6割となっています。



<電気自動車等(プラグインハイブリッド自動車、 燃料電池自動車を含む) >

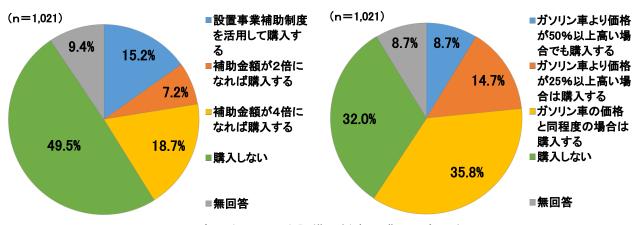
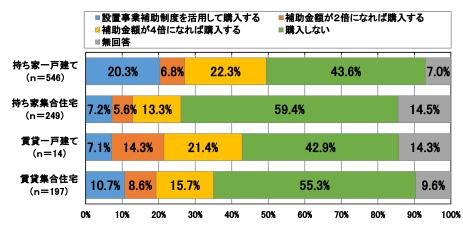


図3.6 省エネ・再エネ設備の将来の購入予定(市民)

<太陽光発電システム>



<電気自動車等(プラグイン ハイブリッド自動車、燃料 電池自動車を含む)>

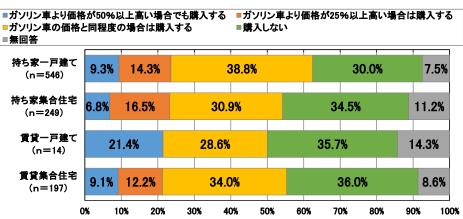
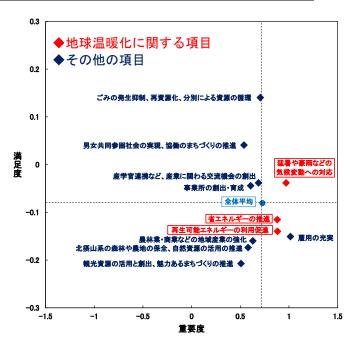


図 3.7 省エネ・再エネ設備の将来の購入予定(市民/住居形態別)

(1) 茨木市の現状の満足度・重要度

事業者の茨木市の現状の満足度・重要度は図 3.8に示すとおりであり、「省エネルギーの推進」 や「再生可能エネルギーの利用促進」は、「雇用 の充実」と同様、他の施策と比較して、高い重要 度となっています。

「再生可能エネルギーの利用促進」について は、図3.9に示すとおりであり、大規模事業者で は9割程度が重要と認識しているとともに、中小 規模事業者でも6~7割程度が重要と認識して おり、規模にかかわらず重要な取組課題であると 認識されています。また、業種別にみても、多く の業種で5割以上が重要な取組課題であると認 識されています。



茨木市の現状の満足度・重要度(事業者) 図 3.8

【従業員数·資本金別】

【業種別(回答数上位5業種)】

■とても重要 ■重要 ■普通 ■重要でない ■全く重要でない ■わからない ■無回答

<省エネルギーの推進>

50人超1億円超

14.3%

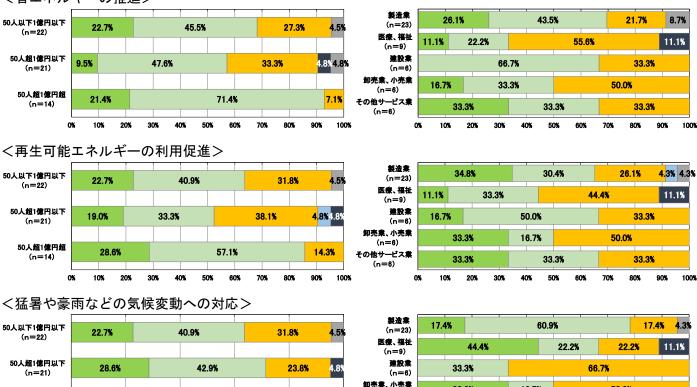
20%

0%

78.6%

60%

40%



100% 茨木市の現状の重要度(事業者)

その他サービス業

(n=6)

7.1%

80%

33.3%

33.3%

16.7%

40% 50%

33.3%

60%

50.0%

70%

33.3%

90%

100%

80%

(2) 地球温暖化対策への要望

地球温暖化対策への要望は図 3.10 に示すとおりであり、「災害等の停電時における電気利用」、「事業活動の利便性の向上」、「エネルギーの地産地消の実現・地域エネルギー自給率の向上」が高くなっています。

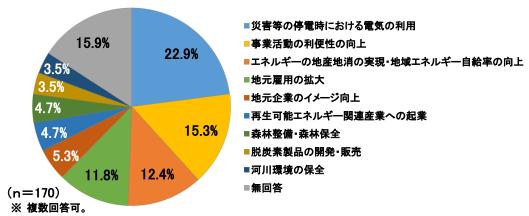


図 3.10 地球温暖化対策への要望(事業者)

(3) 省エネ・再エネ設備の利用状況

省エネ・再エネ設備の利用状況は図3.11に示すとおりであり、省エネ機器(LED照明など)が約8割以上、省エネ機器(産業用ヒートポンプなど)が約3割、太陽光発電システム・電気自動車が約1~2割で利用されています。バイオマスボイラー、排熱利用、100%再エネ電気への切替などは、利用が進んでいません。

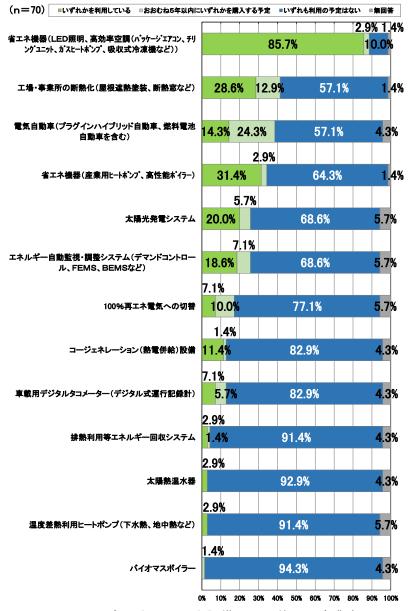


図 3.11 省エネ・再エネ設備の利用状況(事業者)

省エネ・再エネ設備の利用予定がない理由は、図 3.12 に示すとおりであり、いずれの設備も「事業所・業務形態により、そもそも利用できないから」「設備導入の費用が高いから」の順に高くなっています。

■設備の運用・メンテナンスの費用が高いから

■必要なエネルギー量(電力・熱量)を確保できないから

■設備導入の費用が高いから

■設備を設置するスペースが確保できないから

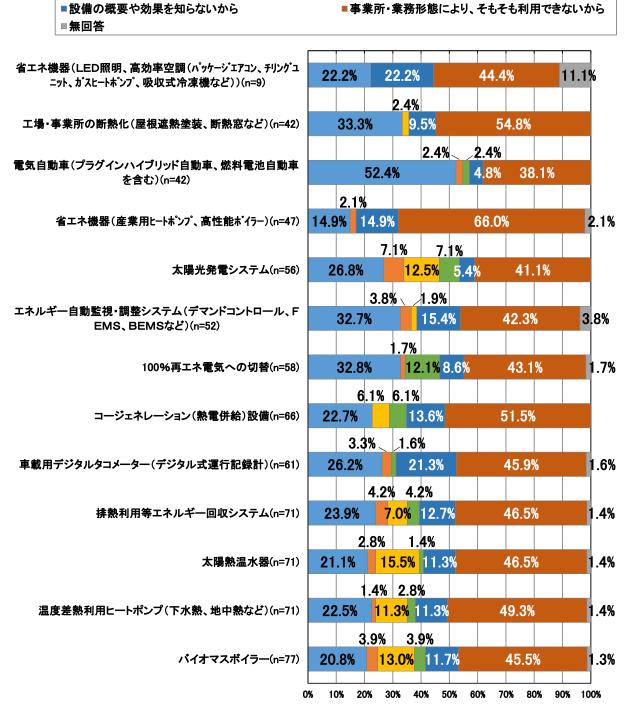


図3.12 省エネ・再エネ設備の利用予定がない理由(事業者)

(4) 省エネ・再エネ設備の将来の購入予定

省エネ・再エネ設備の将来の購入予定は図3.13~3.14に示すとおりです。

製造業は太陽光発電システム・電気自動車等に対して5割以上の導入意向、医療・福祉は全ての設備に対して同程度の2~3割の導入意向、建設業は電気自動車等に対して6割以上の導入意向、卸売業・小売業は全ての設備に対して同程度の2~3割の導入意向、その他サービス業は電気自動車等に対して5割の導入意向がみられます。

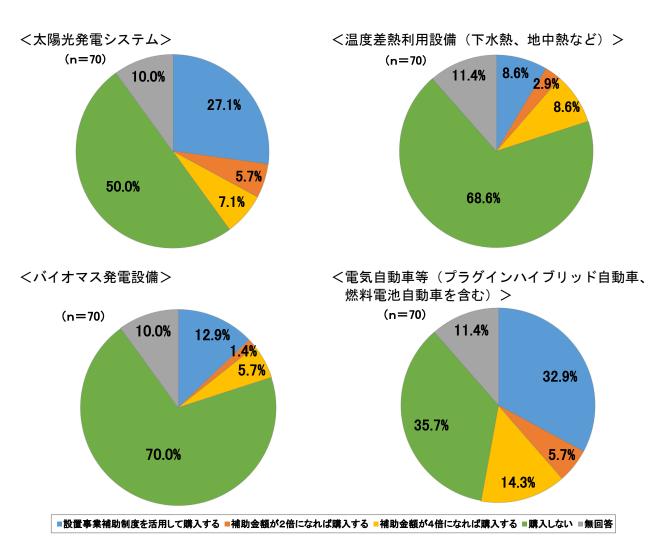


図 3.13 省エネ・再エネ設備の将来の購入予定(事業者)

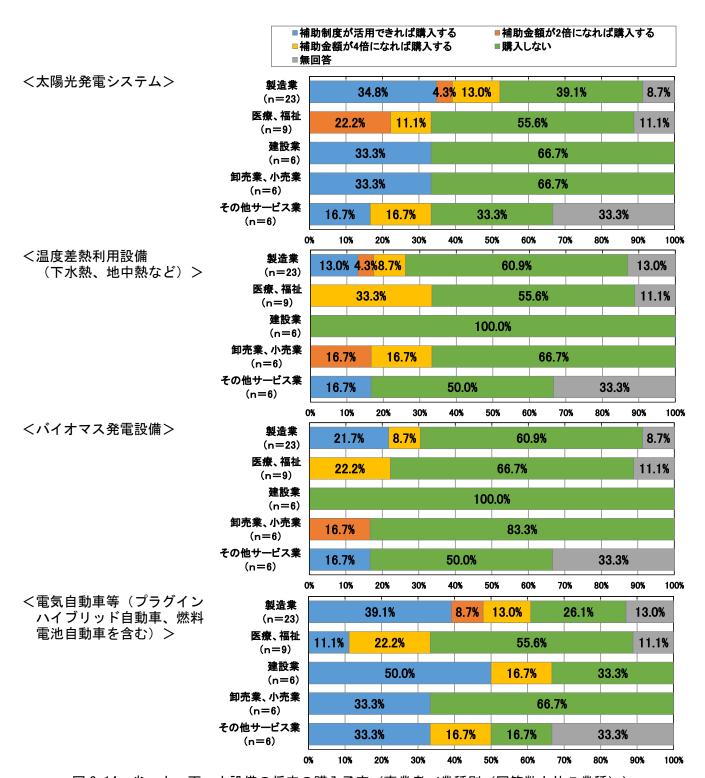


図 3.14 省エネ・再エネ設備の将来の購入予定(事業者/業種別(回答数上位5業種))

(1) まちづくりに関する取組の 重要度

大学生のまちづくりに関する 取組の重要度は図 3.15 に示すと おりであり、「猛暑や豪雨などの 気候変動への対応」は9割以上、 「省エネルギーの推進」や「再生 可能エネルギーの利用促進」につ いても8割程度が重要と認識し ています。

(2) 地球温暖化対策への要望

地球温暖化対策への要望は 図3.16に示すとおりであり、「エネルギーの地産地消の実現・地域 エネルギー自給率の向上」、「災 害等の停電時における電気の利 用」、「森林整備・森林保全」が 高くなっています。

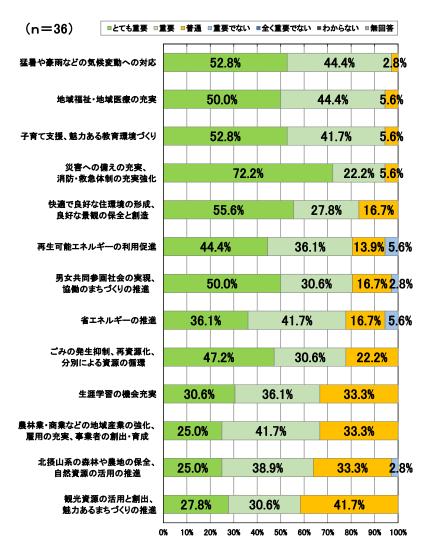


図3.15 まちづくりに関する取組の重要度(大学生)

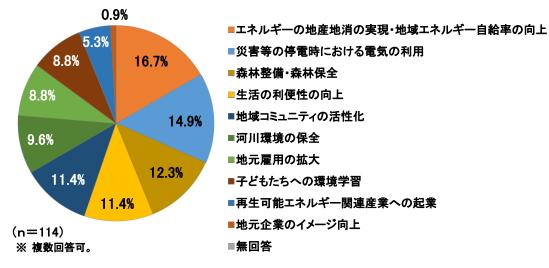


図 3.16 地球温暖化対策への要望 (大学生)

(1) 本市の現状に対する満足度・重要度

- ・市民・事業者ともに、「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギーの利用促進」「猛暑や豪 雨などの気候変動への対応」について、重要度が高いと感じていますが、現状への満足度は高 くない傾向となっています。また、大学生では「猛暑や豪雨などの気候変動への対応」を重要 と感じる人が最も多い結果となっています。
- ・上記 3 つの項目については、 $10\sim20$ 代の若者世代の方が、その他の世代($30\sim50$ 代、 $60\sim70$ 代以上)よりも重要性の認識度が高い傾向にあります。
- ・事業者では、上記3つのいずれの項目についても、大規模な事業者ほど重要と認識している傾向がみられます。
- ・業種別にみると、「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギーの利用促進」については製造業及び建設業、「猛暑や豪雨などの気候変動への対応」については製造業及び医療・福祉が特に重要と認識している結果となっています。

(2) 地球温暖化対策への要望

・市民・事業者・大学生ともに、「災害等の停電時における電気の利用」「エネルギーの地産地 消の実現・地域エネルギー自給率の向上」が1~3位以内となっています。

(3) 省エネ・再エネ設備の利用状況

- ・市民・事業者ともに、「省エネ機器 (LED照明など)」の利用率が他の設備と比べて圧倒的 に多い結果となっています。
- ・「太陽光発電システム」について「おおむね5年以内に購入予定」と回答した人(事業者)の割合は、市民で1.7%、事業者で5.7%となっています。

(4) 太陽光発電システムの利用予定がない理由

・太陽光発電システムについて今後利用予定がないと回答した理由は、市民では「集合住宅や賃貸住宅だから」「費用が高いから」の順に多く、事業者では「事業所・業務形態により、そも そも利用できないから」「設備導入の費用が高いから」の順に多くなっています。

(5) 太陽光発電システムの将来の購入予定

・太陽光発電システムについて「設置事業補助制度を活用して購入する」「補助金額が2倍になれば購入する」「補助金額が4倍になれば購入する」と回答した人(事業者)の割合は、市民、事業者ともに全体の約4割を占めています。

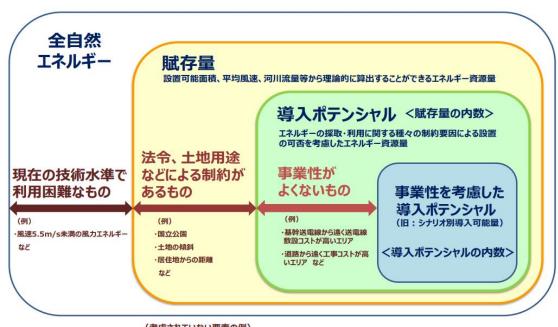
太陽光発電システムは省エネ機器や電気自動車等と並び、市民・事業者とも、補助金(額の増加)により導入意欲が高まるものと考えられます。

4. 茨木市域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの分析

4. 1 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの基本的な考え方

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、図 4.1 に示すとおり、全自然エネルギーから現在 の技術水準で利用困難なものを除いた賦存量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約 要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いた推 計時点のエネルギーの大きさ(W)または量(Wh、J)のことです。

導入ポテンシャルの分析では、再生可能エネルギー(電気)については設備容量と年間発電量、 再生可能エネルギー(熱)については年間熱利用量を把握することとし、環境省の再生可能エネル ギー情報提供システム「REPOS (リーポス)」や既存の統計データや地理情報システム(GIS)等を 用いて推計しました。



(考慮されていない要素の例)

- ・系統の空き容量、賦課金による国民負担・将来見通し(再エネコスト、技術革新)・個別の地域事情(地権者意思、公表不可な希少種生息エリア情報)

出典:「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS] 概要資料導入編| (令和4年(2022年)4月、環境省)

図 4.1 導入ポテンシャルの定義

4.2 分析対象としたエネルギー種

再生可能エネルギーとは、太陽光、風力その 他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源と して永続的に利用することができると認められ るものとして「エネルギー供給構造高度化法」 (平成21年(2009年)法律第72号)で定めら れています。 政令においては、 図 4.2 に示すと おり、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大 気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマ スが定められています。再生可能エネルギーに は、温室効果ガスを排出せず、地産地消できる という利点があります。



出典:資源エネルギー庁

図 4.2 再生可能エネルギーの例

茨木市では、表 4.1 に示す再生可能エネルギー種を対象に、導入ポテンシャルを分析しました。 なお、エネルギー種のうち、陸上風力発電及び地熱発電については発電設備の設置や建設重機等の 搬入路整備による自然環境や景観への影響等を考慮し、茨木市域では分析対象外としました。

表 4.1 分析対象とした再生可能エネルギー種

区分	エネルギー種	概	要

区分	エネルギー種		概 要
	建物系		・戸建住宅・集合住宅や官公庁・病院・学校・工場・倉庫等の建物の屋 根上等への太陽光パネル設置を想定
電	太陽光発電	土地系	・最終処分場の地上や耕地・荒廃農地の上部空間、ため池の水面等へ の太陽光パネル設置を想定
力利	中小水力発電	(mil	・市内河川合流部への発電所の設置を想定
用	木質バイオマ	7ス発電	・市内人工林の森林整備によって得られる間伐残材等の未利用資源を 熱電併給エネルギーとして使用することを想定
	廃棄物処理施 廃棄物発電	西設の	・茨木市環境衛生センターに導入済みの廃棄物発電設備について、将 来のごみ処理量の変化を想定
	太陽熱利用		・戸建住宅・集合住宅や宿泊施設・医療施設等の建物への太陽熱利用 設備(給湯利用)の設置を想定
熱	地中熱利用		・市内建物への地中熱利用設備(空調利用)の設置を想定・設備の設置に際しては、建物の地下に井戸を掘る必要があるため、 建物の建て替え時期についても考慮
利用	下水熱利用		・市内下水道幹線への設備導入による近隣大規模施設での熱利用(空調利用)を想定
	木質バイオマ	アス熱利用	・市内人工林の森林整備によって得られる間伐残材等の未利用資源を 熱電併給エネルギーとして使用することを想定
	工場・事業場 未利用エネル		・製造業事業所が排出する熱について、排熱回収ヒートポンプ等の設 備導入による熱供給・利用を想定

茨木市域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、表 4.2 に示すとおりです。

茨木市域に現時点で残されている導入ポテンシャルとしては、年間発電量で 759 千 MWh/年、年間 熱利用量で 4,096 千 GJ/年となっています。

表 4.2 茨木市域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

【再生可能エネルギー電気】

	設備容量			
エネルギー種	①現在の導入実績 (2020 年度時点)	②現時点で残されている 導入ポテンシャル	導入ポテンシャル合計 (①+②)	
太陽光発電	40 千 kW	583 千 kW	623 千kW	
中小水力発電注	0 千k₩	1 千 kW	1 千kW	
木質バイオマス	0 千k₩	0 千k₩	0 千kW	
廃棄物発電	10 千kW	0 千kW	10 千kW	
合 計	50 千kW	584 千kW	634 千kW	

		熱量換算		
エネルギー種	①現在の導入実績 (2020 年度時点)	②現時点で 残されている 導入ポテンシャル	導入ポテンシャル 合計 (①+②)	導入ポテンシャル 合計 (①+②)
太陽光発電	51 千 MWh/年	751 千 MWh/年	802 千 MWh/年	2,887 千 GJ/年
中小水力発電注	0 千 MWh/年	4 千 MWh/年	4 千 MWh/年	13 千 GJ/年
木質バイオマス	0 千 MWh/年	0 千 MWh/年	0 千 MWh/年	1 千 GJ/年
廃棄物発電	35 千 MWh/年	4 千 MWh/年	40 千 MWh/年	144 千 GJ/年
合 計	86 千 MWh/年	759 千 MWh/年	846 千 MWh/年	3,045 千 GJ/年

【再生可能エネルギー熱】

	年間熱利用量			
エネルギー種	①現在の導入実績 (2020 年度時点)	②現時点で残されている 導入ポテンシャル	導入ポテンシャル合計 (①+②)	
太陽熱利用	0 千 GJ/年	1,524 千 GJ/年	1,524 千 GJ/年	
地中熱利用	0 千 GJ/年	1,928 千 GJ/年	1,928 千 GJ/年	
下水熱利用	0 千 GJ/年	14 千 GJ/年	14 千 GJ/年	
木質バイオマス	0 千 GJ/年	1 千 GJ/年	1 千 GJ/年	
工場・事業場の 未利用エネルギー	0 千 GJ/年	629 千 GJ/年	629 千GJ/年	
合 計	0 千 GJ/年	4,096 千 GJ/年	4,096 千 GJ/年	

⁽注)中小水力発電は、全国の導入事例を参考に、市内河川のうち導入実績のある設備容量 (7kW以上) が確保できる河川に発電設備を導入することを想定しました。

【参考】茨木市エネルギー使用量(令和2年(2020年)時点)	16,812 千 GJ/年
--------------------------------	---------------

5. 温室効果ガス排出量の推計

5.1 複数の脱炭素シナリオの設定とその考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver. 1.0」の 3-4-2 項「BAUシナリオ及び脱炭素シナリオの将来推計(要因分解法)」に基づき、部門別・分野別に「BAUシナリオ」と「脱炭素シナリオ」における排出量を推計しました。

温室効果ガス排出量の将来推計は、以下の3つのシナリオを対象としました。

◆ BAU・脱炭素シナリオの設定の考え方

1) BAUシナリオ

・人口や経済などの活動量の変化は見込みつつ、排出削減に向けた追加的な対策は見込まないまま推移した場合の将来の排出量を推計します。

2) 脱炭素シナリオ

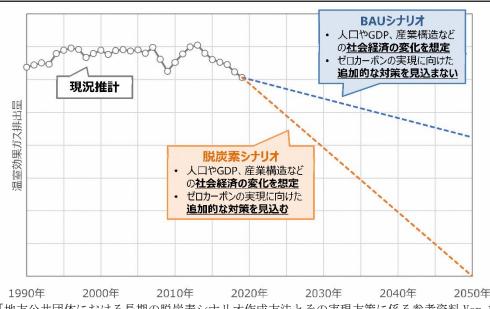
- ・人口や経済などの活動量の変化に加え、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用など、ゼロカーボンの実現に向けた対策の導入による変化を見込んだ将来の排出量を推計します。
- ・脱炭素シナリオとして、下記2つのケースについて推計します。

① 省エネシナリオ

: 徹底した省エネルギー対策 (国の地球温暖化対策計画ベース) を実施した場合 を想定して推計

② 省エネ&再エネ導入シナリオ

: 徹底した省エネルギー対策に加えて、令和 32 年度 (2050 年度) までに再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを最大限導入した場合を想定して推計



出典: 「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver. 1. 0」 (令和3年3月、環境省)

図 5.1 BAUシナリオと脱炭素シナリオのイメージ

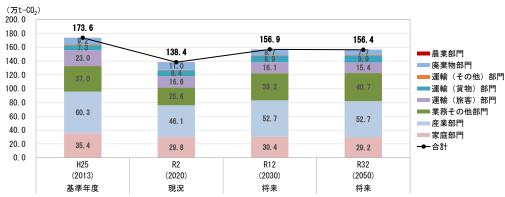
将来の温室効果ガス排出量の推計結果は、図 5.2 に示すとおりです。

BAUシナリオでは、将来の活動量の変化に伴って、温室効果ガス排出量が令和 12 年度 (2030 年度) で 16.7 万 t-CO₂ (10%)、令和 32 年度 (2050 年度) で 17.2 万 t-CO₂ (10%) 削減される見込みです。

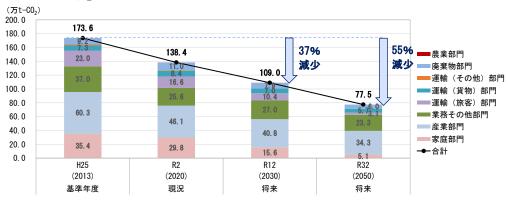
省エネシナリオでは、電力の排出係数の低下や徹底した省エネルギー対策の実施により、温室効果ガス排出量が令和 12 年度(2030 年度)で 64.6 万t-C0 $_2$ (37%)、令和 32 年度(2050 年度)で 96.1 万t-C0 $_2$ (55%)削減される見込みです。

省エネ&再エネ導入シナリオでは、徹底した省エネルギー対策に加えて再生可能エネルギーの最大限導入を図ることで、温室効果ガス排出量が令和 12 年度(2030 年度)で 65.9 万 t–CO₂(<math>38%)、令和 32 年度(2050 年度)で 131.4 万 t–CO₂(<math>76%)削減される見込みです。

【BAUシナリオ】



【省エネシナリオ】



【省エネ&再エネ導入シナリオ】

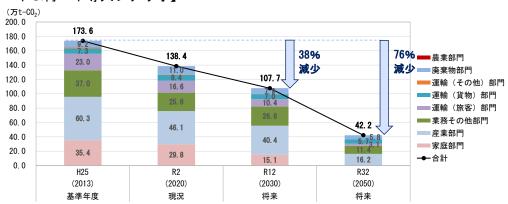


図 5.2 将来の温室効果ガス排出量の推計結果

■ 脱炭素シナリオを設定する上での前提条件

- O 2050 年までに茨木市域の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目標として、まずは省エネルギー対策 の徹底によってエネルギー消費量そのものの削減を図ることとしました(省エネシナリオ)。
- O さらに、省エネルギー対策後に残ったエネルギー消費量に対して、化石燃料の代わりに再生可能エネルギーで賄うことで脱炭素化を図ることとしました(省エネ&再エネシナリオ)。
- 〇令和 32 年度(2050 年度)時点の再生可能エネルギーの導入量は、今後の技術革新等も考慮し、本市で見出すことができる全てのエネルギー種を対象に、導入ポテンシャルを最大限活用することを前提として設定しました(表 5.1 参照)。
- 〇令和 12 年度(2030年度)時点の再生可能エネルギーの導入量は、本市の社会的・自然的制約等を踏まえ、本市で既に導入されている太陽光発電(建物系)をさらに拡充していく方針とし、令和 12 年度(2030年度)までに見込まれる導入率を設定して推計しました(表 5.1~5.2 参照)。

エンル ギ ・ 種	再エネ導入量 (2020 年度時点からの追加導入分)			
エネルギー種 	令和 12 年度(2030 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)		
再生可能エネルギー電気	55 千 MWh (199 千 GJ)	759 千 MWh (2,734 千 GJ)		
再生可能エネルギー熱	0 千GJ	4,096 千GJ		

表 5.1 省エネ&再エネ導入シナリオにおける再生可能エネルギーの導入量

■ 令和 12 年度(2030年度)時点の再生可能エネルギーの導入量の考え方

令和12年度(2030年度)までの再生可能エネルギー導入については、地域の社会的・自然的制約等を踏まえ、本市で既に導入されている太陽光発電(建物系)をさらに拡充していく方針としました。

太陽光発電(建物系)の導入ポテンシャルに対する2030年度導入率は、「第6次エネルギー基本計画」で示されている太陽光発電導入目標(2030年に新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置)や、茨木市内の導入実績等に基づき、令和12年度(2030年度)までに導入が見込まれる建物件数とその設備容量を推計して設定しました。

令和12年度(2030年度)時点の再生可能エネルギーの導入量は、表5.2に示すとおりであり、令和2年度(2020年度)時点からの追加導入分としては、年間発電量で55千 MWh/年と推計されます。

表 5.2 2030 年度時点の再生可能エネルギーの導入量

太陽光発電((建物系))

	①現在の導入実績	②2030 年度までの 追加導入分		2030 年度時点の 導入量合計	2030 年度時点の 導入量合計
	(2020 年度時点)	導入量	導入率	(①+②)	(①+②) 【熱量換算】
設備容量	40 千kW	43	9%	83 千kW	-
年間発電量	51 千 MWh/年	55 千 MWh/年	9%	106 千 MWh/年	381 千 GJ/年
【参考】茨木市電力使用量(令和3年(2021年)時点)			1,666 千 MWh/年	5,999 千 GJ/年	

6. 温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標

茨木市域における脱炭素シナリオによる温室効果ガス排出量の削減イメージは、図 6.1 に示すとおりです。本市では、2050 年ゼロカーボンシティを表明していること等を踏まえ、長期目標は「令和 32 年度(2050 年度)に排出量実質ゼロ」を掲げました。また、長期目標の達成に向け、国や府の目標を念頭に置き、中期目標を「令和 12 年度(2030 年度)に温室効果ガス排出量を基準年度比46%削減」としました。

温室効果ガス排出量の削減に当たっては、今後の技術革新等も考慮しながら、5章で検討した省エネルギー対策の徹底と再生可能エネルギーの最大限導入に取り組むとともに、市民・事業者等の意識改革・行動変容を促すための環境教育及び普及啓発活動により、さらなる省エネルギー対策・再生可能エネルギー導入の促進を図ります。また、市内のエネルギー需要に対する不足分については、市民・事業者等への再生可能エネルギーの購入促進や、広域的な地域間連携による再生可能エネルギー由来の電力の購入・調達等により、温室効果ガス削減目標の達成を図ります。

また、茨木市域における脱炭素シナリオ実現に向けた再生可能エネルギー導入の中期目標は、表 6.1 に示すとおりであり、令和 12 年度(2030 年度)までは本市で既に導入されている太陽光発電を さらに拡充していく方針としました。

エネルギー種	現況	令和 12 年度(2030 年度) 再エネ導入目標		
		追加導入分	累計	
太陽光発電	40 千 kW	43 千 kW	83 千kW	

表 6.1 再生可能エネルギー導入目標(中期目標)

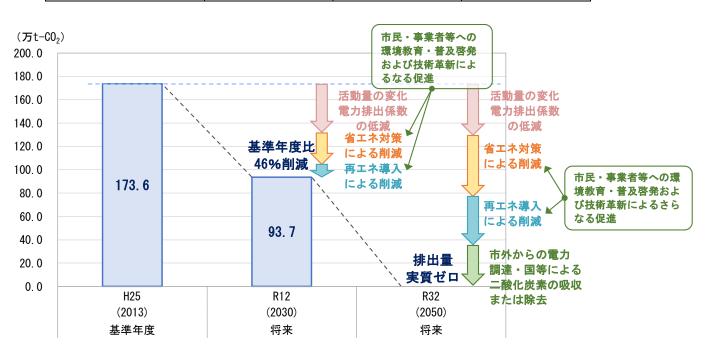


図 6.1 脱炭素シナリオによる温室効果ガス排出量削減イメージ

7. 再生可能エネルギー導入の施策

7.1 目標達成のために必要な施策

茨木市において導入が考えられる再生可能エネルギーについては、茨木市の特性を考慮した対象エネルギー種ごとに抽出することとし、具体的には、最大限の導入をめざすため、導入ポテンシャルの推計結果の多寡は問わず、導入ポテンシャルを見出すことができたエネルギー種を対象とします。

茨木市において導入が考えられる再生可能エネルギーの施策例は、表 7.1 に示すとおりであり、めざすまちの姿である「環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

また、令和 32 年度(2050 年度)までの再生可能エネルギーの最大限の導入のために求められる多様な視点に基づく施策例について、表 7.2 に例示しています。

表 7.1 茨木市において導入が考えられる再生可能エネルギーの施策例

エネルギー種	導入が考えられる施策例			
太陽光発電	• 官公庁・病院・学校・工場・倉庫・鉄道駅等、戸建・集合住宅等での太陽光パネル 設置(ZEB 化、ZEH 化等)			

表 7.2 令和 32 年度 (2050 年度) までの再生可能エネルギーの最大限の導入のために求められる 多様な視点に基づく施策例

視 点	再生可能エネルギーの最大限の導入のために求められる施策例
技術革新	建物屋根・屋上に太陽光発電設備を設置できない場合における壁面・窓面への太陽光発電設備(ペロブスカイト型太陽電池)の設置次世代技術の開発・普及動向に関する情報収集及び先行導入
再生可能エネルギー由 来の電力の購入調達	・ 小売電気事業者からの再エネ電力の購入・ 再エネ電力証書(再エネ発電由来クレジット、非化石証書、グリーン電力証書)の購入
環境教育及び 普及啓発活動	市民・事業者・団体・行政連携プラットホームにおける意見交換「環境学習メニュー」や「小学校向け環境学習プログラム」の配布
太陽光発電	• 耕地等での太陽光パネル設置(営農型太陽光発電等)
中小水力発電	・水路式発電〔落差式〕(落差を確保するための水路・水圧管路を河川等をバイパスして設置する方法)・直接設置式発電〔流れ込み式〕(用水路の落差工や既存の堰等に水車と発電機を直接設置する方法)
太陽熱利用	• 太陽熱利用システム(蓄熱器)
地中熱利用	クローズドループ方式ヒートポンプシステム(深度 100m程度の地中熱交換器に不 凍液等を循環させる方式)オープンループ方式ヒートポンプシステム(熱源井から揚水した地下水をヒート ポンプで熱交換させる方式)
下水熱利用	• 下水熱利用システム(管渠内に熱交換器を設置して採熱する方式)
木質バイオマス	ガス化発電機〔CHP〕(熱電併給システム)バイオマスボイラー(熱供給システム)
廃棄物発電	• 蒸気タービン発電機 (廃熱ボイラーにおける蒸気の利用)
工場・事業場の 未利用エネルギー	• 排熱回収ヒートポンプ (産業用ヒートポンプ)

7.2 めざすまちの姿を実現するための具体的な取組イメージ

地域資源を活かし、地域課題と関連する将来像を再生可能エネルギーを導入することによりめざ すことで、めざすまちの姿を実現するため、2030年までの短期的な取組イメージと 2050年までの 中長期的な取組イメージを例示します。

2030 年まではアンケート結果から太陽光発電の導入促進につながる取組イメージを施策例とします。

■短期的な取組イメージ

① 市街地再生と一体的に進める ZEH 化・ZEB 化 (太陽光発電)

[茨木市の地域資源]・計画的に整備された良好な住宅地

・10 万軒の住宅 (概ね半数が建築後30年以上経過)

[地域課題と関連する将来像]・レジリエントな地域社会を支えるエネルギーの調整・融通

・老朽化住宅の更新時における太陽光発電設備の設置

[再 エ ネ 導 入 の 施 策 例] ・電気自動車(EV)の車載蓄電池を軸とした太陽光発電の導入

2050年までは、2050年ゼロカーボンを実現するため、ポテンシャル調査の結果をふまえた茨木市が有する地域資源や再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを最大限活かした取組イメージを施策例とします。

■中長期的な取組イメージ

② 自然資源を活かしたエネルギー事業 (小水力発電)

[茨 木 市 の 地 域 資 源]・安威川、茨木川、勝尾寺川及びその支川の水資源の活用

[地域課題と関連する将来像]・エネルギーの自給自足によるレジリエンス強化

[再 エ ネ 導 入 の 施 策 例] ・地域電力を賄うための自家消費型小水力発電の導入

③ 自然資源を活かしたエネルギー事業(木質バイオマス利用)

「茨 木 市 の 地 域 資 源] ・市域の約4割を占める山林の間伐材等の資源活用

・竜王山周辺、上音羽・泉原周辺、銭原・長谷周辺の森林保全

・里地・里山における樹木の手入れ

[地域課題と関連する将来像]・里地・里山・森林整備を通じた景観保全と災害リスク低減 [再 エ ネ 導 入 の 施 策 例]・医療・福祉施設における木質バイオマス熱による給湯利用

④ 事業活動に伴うエネルギーのクリーン化(工場・事業場の排熱利用)

[茨 木 市 の 地 域 資 源]・大規模工場・事業場(製造業)の操業

・鉄鋼業、金属製品製造業、化学工業等の排熱ポテンシャル

[地域課題と関連する将来像] ・事業存続のための操業環境の変化に対応するものづくり

[再エネ導入の施策例]・排熱回収ヒートポンプシステムの導入

再生可能エネルギー導入のロードマップは、図7.1に示すとおりです。

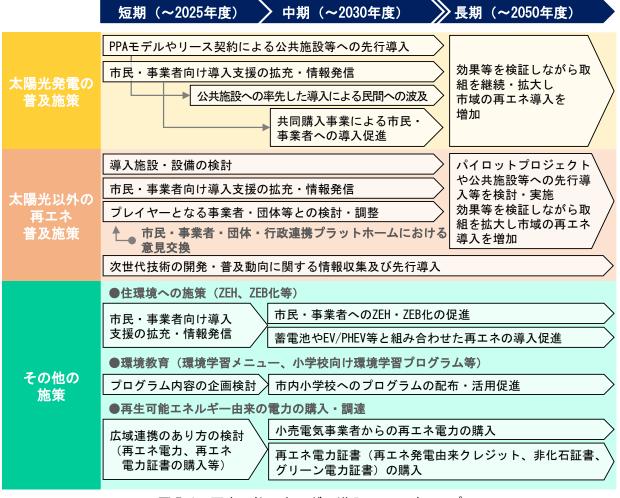


図 7.1 再生可能エネルギー導入のロードマップ

P. 20 のアンケート結果から、市民、事業者、大学生とも「猛暑や豪雨などの気候変動」への対策の重要度が高いと認識しており、地球温暖化対策への要望においても「災害時の停電時における電気の利用」に関する要望が高いことから、脱炭素の取組を推進するにあたっては、同時に災害時のレジリエンス向上の実現をめざすことが重要であると考えられます。

■再生可能エネルギー導入の進行管理

なお、再生可能エネルギーの導入の進捗状況については、市域全体での導入設備容量、導入年間発電量・熱利用量の把握は困難ですが、代表的な取組である太陽光発電の導入実績の進捗を確認することにより把握することとします。

推進にあたっては、「茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」P.53 に掲げる推進体制のもと、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を自覚し、積極的に参画し、協働していくこととします。

用語集

アルファベット

◆ IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年(1988年)に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織のこと。

ZEB (net Zero Energy Building)

経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」(平成27年(2015年)12月)では、ZEBを「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術(エネルギー需要を減らす技術)の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした建築物」と定義している。

◆ ZEH (net Zero Energy House)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅のこと。

あ行

◆ 一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

◆ 温室効果ガス

本来、地表面から宇宙に放出される熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがあるガスのこと。産業革命以来、温室効果ガスの濃度が上昇し、特に近年は、地表面の温度が上昇する「地球温暖化」が起きている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、平成27年(2015年)に三ふっ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

か行

◆ 協働

まちづくりなどの事業において、市民・NPO・事業者・行政などの各主体が、目的を共有し、 対等な立場で相互に理解を深めながら、それぞれの特性を活かして協力・連携して取り組むこと。

◆ 下水熱利用

都市内に豊富に存在する未利用エネルギーである下水の持つ熱を、ビルの冷暖房や給湯、道路の融雪などに活用し、都市の省エネ化・省 CO₂化等を図ること。

さ行

◆ 再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用 の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」で「エネルギー源として永続的に利用する ことができると認められるもの」と定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中 の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが指定されている。

◆ 里山

二次林、農地、ため池などから構成され、多様な動植物の生息・生育空間となっており、人間の 働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。

◆ 設備容量

発電設備における単位時間当たりの最大仕事量のこと。単位はキロワット(kW)が用いられる。「定格出力」「設備出力」あるいは単に「出力」と表現されることもある。

た行

◆ 太陽光発電

太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法。発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を発生しないクリーンなシステム。昼間発電した電力で家の電気をまかない、余った電力は、電力会社に売ることができる。雨の日などの発電量が足りないときや、夜間は従来どおり電力会社から購入する。

◆ 太陽熱利用

太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を暖め給湯や冷暖房などに活用するシステムのこと。

◆ 脱炭素社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素の排出量が実質ゼロとなる社会のこと。温室効果ガスである二酸化 炭素は、地球温暖化の原因と考えられている。そのため、二酸化炭素の排出量を可能な限り減らし、 脱炭素社会を実現することが、地球を守るために重要である。

脱炭素社会という言葉が掲げられる以前は、低炭素社会というあり方がめざされていたが、低炭素社会の実現に向けて設定された目標は、地球温暖化を止めるためには不十分であった。そこで、二酸化炭素の排出量を減らすだけではなく、実質的にゼロの状態をめざすために掲げられた考え方が脱炭素社会であり、世界の潮流となっている。

◆ 地域脱炭素

脱炭素を成長の機会と捉える時代の地域の成長戦略であり、市民・事業者・自治体など地域の関係者が主役となり、再エネ等の地域資源を最大限活用することにより、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域課題をあわせて解決し、地域を活性化する取組のこと。

◆ 蓄電池

電気を蓄え、必要時に使うことができる装置。太陽光発電と組み合わせると、昼間に太陽光発電で蓄えた電気を夜間に用いたり、災害時の非常用電源として備えることができるなど、幅広い活用ができる。

◆ 地中熱利用

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気の温度に対して、地中の温度は地下10~15mの深さになると、年間を通して温度の変化が小さくなるため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高くなる。この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行う。

◆ 地熱発電

地下の熱水や高温蒸気を利用し、発電する方法のこと。

◆ 中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもので、自然環境を改変するダムなどの大規模な工事を伴わない水力発電の方式のこと。

な行

◆ 燃料電池

燃料である水素と、空気中の酸素を電気化学反応させて電気と熱を発生させるシステム。利用段階では水しか排出せずクリーンであり、また、化学反応から直接エネルギーを取り出すためエネルギーロスが少ない。電気と熱両方を有効利用することで、さらにエネルギー効率を高めることができる。

は行

◆ バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。

◆ 廃棄物発電

廃棄物の燃焼で得られる熱を利用した発電方式のこと。ごみ焼却場などで広く採用されてきている。

◆ 排出係数

温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、経済統計などで用いられる「活動量」(例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量)に、「排出係数」をかけて求める。排出量の算定方法については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)がガイドラインを定めており、「排出係数」の標準的な値も示しているが、国は「温室効果ガス排出量算定方法検討会」で国の排出実態にあった係数を求めている。

電力の排出係数は、1kWhの電力を発電する際に排出される温室効果ガス排出量のこと。排出係数は、水力、火力、原子力などといった発電方法によってそれぞれ異なり、発電方式の構成比とその発電実績に応じて、電力会社ごとに毎年変動する。

◆ パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において採択された、地球温暖化対策に関する令和 2年 (2020年) 以降の新たな国際枠組み。平成28年 (2016年) 発効。すべての加盟国が自国の削減 目標を掲げて実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

◆ ヒートポンプ

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置のこと。二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させることで、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させるもので、温度差エネルギーの活用方法の一つである。

◆ 風力発電

風の力を利用して風車を回し、その力を電気エネルギーに変える発電方法のこと。

◆ 賦存量

全自然エネルギーから現在の技術水準で利用困難なものを除いたエネルギー量のこと。

ま行

◆ 未利用エネルギー

工場や事業所などから排出される熱など、これまで利用されていなかったエネルギーのこと。